

特254

16

和
十
二
年
三
月

産業組合と自治監査

産業組合中央會

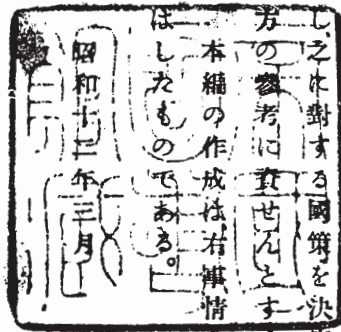
例言

一、最近數年來我國に於ける産業組合並に同系統機關は實に急速の發展を遂げた。而して今や之が質的整備充實の叫ばれる秋に際し、監査機關の擴充は愈々喫緊の要務なりと信ずる。偶々政府は第七十議會に對し、産業組合自治監査法案を提出

し、之に對する國策を決定せんとするに當り、本會は茲に内外の資料を蒐集して大方の參考に資せんとするものである。

本編の作成は右事情のため急遽取纏めたるもので、本會主事 中島寅之助君を頼

ばしたものである。



産業組合中央會



目次

一、自治監査の沿革	一
二、諸外國に於ける自治監査の狀況	七
三、監査及監督機關の現状	八
四、自治監査制度確立の必要	一四
五、産業組合監査法に對する希望	一六
(附 錄) 一、諸外國ニ於ケル産業組合監査ニ關スル法令拔萃	一八
一、獨逸(一八) 二、澳太利(二七) 三、英吉利(三九) 四、英領印度(四九)	
二、林内閣ニヨリ第七十帝國議會ニ提出サレタル産業組合自治監査法案	四〇

産業組合と自治監査

一、自治監査の沿革

自治監査が産業組合の問題となつたのは、明治四十一年四月東京で開かれた第四回全國産業組合大
會の時に、中央會より提案せられた問題の「産業組合聯絡機關組織の順序方法如何」に對する決議
の一項に、法人たる聯合會の設置を述べ其の聯合會の事業の一として「所屬組合の指導及監査に任ず
ること」とあり、此れが組合監事以外の者を以て行はしむるところの自治監査の必要を叫ばれた、我
國に於ける最初の聲である。其後暫く公に唱へられたる聲なく、越へて大正五月五月新潟市に於て開
かれた、第十二回全國産業組合大會に、中央會から提案された「産業組合經營上生じ易き弊害及匡正
方法如何に對する」決議の中に「組合の監査殆ど有名無實なるものあること」の一項がある。此頃よ
り監事の監査が、有名無實であつて、頼りにならざるが故に何等かの方法を講じ自治監査の實を舉げ
ねばならんと云ふことが、識者間には憂慮せられて居たのである。故に翌大正六年大津市に於て開か
れたる第十一回支會役員協議會に於て「支會に於て産業組合指導上採る可き最も有効なる方法如何」の
中央會提出問題に對する決議の中に「監事に監査上の知識を與ふる爲め特殊の講習會を開催すること」

の一項があり、先づ監事に對し自治監査の勵行が、輿論となつて現はれたのであるが、其後の監事の監査の實績に鑑みるに、監事の監査のみにては到底關係者をして満足せしむる監査は望み難いので、何等かの方法を講ぜねばならん、と云ふ機運が次第に醸成されて、大正九年四月宇治山田市に於て開かれた、第十五回支會役員協議會には、支會より「産業組合に於ける検査機關の組織に關し特別調査委員會設置の件」が、提案可決されたのである。時恰かも大戦後の反動期に當り物價暴落の爲に、購買、販賣事業の損失は勿論信用事業の前途にも不安を感ずる組合甚だ多かりし爲め、自治監査の必要は切實に痛感せられ、大正十三年七月には中央會事業として、監査部が設けられ、専任の職員を置いて、主として表彰組合及表彰候補組合の監査を行ひ、同時に一般組合の監査も餘力のある限り行ふことゝなつた。其後大正十四年二月、大正十五年八月、昭和二年九月、昭和八年一月、昭和十年一月、同年五月、昭和十一年一月、に開かれたる支會役員及主事協議會に於て、自治監査の必要、自治監査制度の充實及自治監査制度の確立に關し、度々決議されて居る。尙中央會自體としても、大正十四年全国一齊に行はれた産業組合振興刷新の中に、監事の職務執行を強調し自治監査の徹底を期したることがある、又昭和八年の五ヶ年擴充計畫の中にも自治監査に關する一項を入れて、監事の監査勵行を強調すると共に、更に中央會自體の監査事業の擴充をも計畫して居る。自治監査の必要なることは、斯の如く組合關係者、主として指導者間には早くより唱へられ、自治的に自肅自戒する様努力して來たの

である。

以上のことは、自治監査の経過及組合直接關係者の自治監査に對する態度であつたが、自治監査及監督に對する外部的動きを見るに、地方的に叫ばれたることは別として、利害相反する者、又は第三者が全國的に共同して、監督又は監査に就て中央官廳に要請するに至りたるは、極く最近のことである。第六十七議會に於て、米穀自治管理法案が、衆議院通過の際監督を嚴にする様附帶決議をなされたが、又之とは別に産業組合の理解者である高田耘平氏主唱のもとに、左の如き産業組合監査制度樹立に關する建議案が提案せられ通過したのである。

産業組合監査制度樹立に關する建議

産業組合が農山漁家其他中小商工業者の經濟の更生及農山漁村の振興上重大なる使命を有するに拘らず、之が監督施設の極めて貧弱なるの實狀に鑑み政府は速に全國の産業組合及産業組合聯合會に對し少くとも二年間に一回以上一定の資格ある監査員に依る監査を爲すに足る完全なる産業組合監査制度を樹立せられむことを望む

右建議す

産業組合監査制度樹立に關する建議案理由書

産業組合は農山漁家其他中小産者が隣保共助の精神に則り組合員の産業經濟の發達を企圖する

自治的な經濟機關にして、其の數今や一萬四千七百、其の組合員農家四百萬商工業者九十萬其の他を合せ實に五百三十萬、其の運轉資金十九億を超へ、我が國民經濟上實に重要な地位にあるのみならず現下内外非常の時局に直面し窮乏の極にある農山漁家その他中小商工業者の更生、農山漁村の振興上極めて重大なる使命に任じつゝあり、故にその運営の適否は單に農山漁家經濟の更生、農山漁村の振興上のみならず、我が國民經濟の進展に甚大なる影響を及ぼし其の保有する巨額の資金關係よりする農山漁村等の庶民金融界に及ぼす影響更に大なるものあり。然るに動もすれば産業組合の役職員に不正の行爲あり或は其の運営法規に違背し若くは當を失するあり爲に産業組合本來の機能を發揮し得ざるのみならず累を大衆に及ぼすことなきを保せず。茲に於てか最緊要なるは此の産業組合に對する監督施設の徹底なりとす。然るに現在に於ては之が施設極めて貧弱にして農林省に於て設置せ數る人の監査官並之に附隨する職員のみを以てしては毎年産業組合聯合會及大なる産業組合百内外を検査し得るに過ぎず、地方廳に於ては道府縣費を以て主事及主事補若干名を置くに雖も廳内事務の繁忙、旅費の不足等の爲、實地監査の如きは殆んど實行し得ざるの狀況なるのみならず、近事地方財政の事情に因りては右の職員すら之を減ぜむとするものあり。寔に深憂に堪えざる次第なり。仍て政府は速に産業組合監査制度を樹立し全國の産業組合及産業組合聯合會に對し少くとも二年間に一回以上嚴正なる監査を爲し得るに足る一定資格を有する検査員を設置し産業組合

に對する検査監督を厳正にし役職員の不正行爲、法律違反、不當の運営を絶無ならしめ健全なる發達を遂げしむるやう遺憾なきを期すべきものなりと認む。これ本案を提出する所以なり

更に第六十九特別議會に於て、米穀自治管理法が、衆議院通過の際附帶決議として「産業組合の指導監督を勵行し其の官僚化と營利化とを排除し殊に違法及脱法行爲の絶滅を期し組合本來の使命に基き其の健全なる發達を圖るべし」との事項があり、之に對し農林大臣より「特に産業組合の違法又は脱法の行爲なき様其の検査を嚴にする」旨の答辯がなされて居る。尙又農林省の農村經濟更生中央委員會に於て、昭和十一年七月二十八日決議された事項の中に左の如き産業組合検査制度確立のことがある。

産業組合検査制度に関する件

産業組合は其の事業分量に於て著しく増加を示し又其の内容に於ても益々複雑化しつつある現状に鑑み之が指導監督に遺憾なきを期するは我國中小産者の産業經濟の爲には左の施設を講じ速に産業組合の整備刷新を圖り其の健全なる發達を期するの要ありと認む

第一、産業組合の検査は少くとも三年に一回以上官廳の検査及自治検査に依りて之を行ふものとする事

第二、官廳の検査を徹底する爲中央に於ける産業組合検査官吏を増置すると共に地方に産業組合

監査官吏を設置すること

第三、産業組合の自治監査を左の如くすること

(一) 産業組合の組織する團體をして行政官廳の監督の下に監査員を設置せしめて自治監査を行はしむること

(二) 監査員設置の費用に對しては國に於て相當の助成を爲すこと

(三) 監査の公正徹底を期するが爲監査員の身分、權能、制裁等に關し適當なる制度を設くること

(四) 監査員の訓育施設を講ずること

第四、産業組合の監事の監査の勵行を圖ること

第五、監査の結果を有效ならしむる爲必要なる方策を講ずると共に事業不振又は事業不整備の組合に對しては其の整備刷新の施設を講ずること

第六、産業組合監査に關する法制を整備すること

以上の如く輿論は次第に、内部及外部の兩方面より高潮し來り、組合事業の擴充と共に、監査、監督機關の充實も必要に迫られたのである。

二、諸外國に於ける自治監査の狀況

諸外國に於ける産業組合の自治監査の狀況を觀るに、獨逸に於ては、一、八八九年以來組合法第五十三條乃至第六十四條に監査に關する規定を設け、組合監事の監査の外に二年毎に組合員に非ざる専門の監査人の監査を受くべきことを規定し此の監査をなす爲に法律に依りて監査聯合會を認め、之に種々の權能を與へ義務を負はしめて居る。而して監査聯合會に所屬せざる組合は、裁判所の選任せし監査人の監査を受けることになつて居り、行政官廳自からはあまり監督に關與せないので、監査聯合會で行ふ自治監査に委せ、自からは、此の監査聯合會を監督し統制して充分監査の目的を達して居る。

瑞典に於ては、一、九一七年に初めて専門の監査員が任命されて、監査を希望する組合に限り原則として年二回の監査を行ふこととなり、好成绩を收めて居るとのことである。

瑞西の信用組合中央會も、中央會内に監査部を置き、成功して居ることである。

奧太利に於ては、産業及經濟組合其他の社團の検査に關する特別法を設けて、監事の監査の外に獨逸と同様二ヶ年に一回組合員に非ざる専門の監査人の監査を受ける義務を負はしめ且つ同法中に監査聯合會を認めて、此に權利を與へ自治的に監査をなさしめて居る。

亞米利加合衆國に於ても一、九一五年監査聯合會の設立を見、自治監査の確立に努力し、今や各國

共自治監査の完備に努めつゝある状態である。

三、監査及監督機關の現状

監査機關としては、組合及聯合會自體に監事があり、當時監査の任に當つて居るが、監査の知識に缺けて居る爲か、又は第二流の人物が多くの場合監事に選任されて居るが爲か、或は事業執行者たる理事に遠慮してか、何にせよ監事の職責を盡さざる者が多く、理事が總會に提出した決算報告書に、唯だ形式的に正確適法なる旨を述ぶることが、監事の職務なりと考へて居る者大多數なる現状に於て、監事のみを監査を委せて置いて、會計の正確、財産内容の充實、經營の合理化、違法行爲の絶滅、不正事件の防止等を望むは、百年の河清を待つ如きもので、到底期待し得可きことではない。

監事に對しては、中央會としても監査講習會其の他の方法に依りて、監査技能の修練、監事の責任の自覺等を促し監査を勵行せしむべく努力し來り相當の効果を收めつゝあるも、監事のみを監査を委せると云ふが如きことは、現在の状態より推して、之に期待することは到底困難のことである。

中央會にては、自治監査の現状に鑑み其の確立を圖るべく大正十三年七月以來監査事業を開始し專任の監査員を置き、主として表彰組合及表彰候補組合の監査に従事し、餘力を以て一般組合及聯合會の監査を行ひつゝ監査の典型を示し、且つ監査の際は監事を立會せしめて監事の監査技術の向上を圖

りつゝあるが、規模小にして、獨逸の如く全國組合を二ヶ年に一回監査する如き施設に比し、相去ること甚だ遠きものである。中央會の監査事業の概要を示せば次の如くである。

中央會監査事業概要

一、開始

大正十三年七月一日

二、目的

本會々員たる産業組合及産業組合聯合會の健全なる發達を圖る爲監査を行ふ（監査規程拔萃）

三、監査組合の決定

(一) 毎年監査を行ふべき道府縣を豫定し（四〇道府縣内外）尙一道府縣に對し監査すべき組合數を限定し（普通五組合）支會に照會して監査すべき組合を定む

(二) 右の外中央會にて表彰し又は表彰せんとする組合又は聯合會を監査す

四、監査

(一) 中央會職員二名（主事又は主事補一名書記一名）にて事業分量大なる組合は四日事業分量普通の組合は三日事業分量小なる組合は二日程度の日數を以て監査を行ふ

(二) 監査の際には縣又は支會の職員一名乃至二名の援助を受けつゝあり

(三) 監査の執行は組合經營上の改善刷新に關する事項、會計帳簿の記録内容の正否、所有物の實査及債權債務の内容等につき取調を行ふものにして尙之と同時に經營上並に計理上其の他に關し親しく實地指導を行ひつゝあり

五、監査の結果

監査終了後直に當該組合の理事監事を集め監査の結果につき注意を與ふると共に組合内容の改善に關し懇談を爲すの外尙監査員は歸會後監査の際に得たる材料に依り精細に組合狀況を調査し更に組合に對しては改善すべき事項を書面を以て通知し同時に農林省大藏省（市街地信用組合と信用組合聯合會）縣（農林省を経て通知）及支會へも通知す

六、監査後の處置

通知せし改善事項に對しては其の改善整理の結果を支會を経て中央會に報告せしめ又改善整理を延引し居る組合に對しては速に改善の實を擧ぐる様支會をして其の督勵に當らしめつゝあり

七、監査組合及聯合會數、及監査經費

大正十三年以來今日迄に監査せし組合數及聯合會數は二、〇五七にして其の年度別組合數、經費及職員數左の如し

年 度	組 合 數	聯 合 會 數	計	監 査 經 費	監 査 職 員 數
大 正 十 三 年 度	四 八		四 八	一〇、九六四	四
大 正 十 四 年 度	一 三 九		一 三 九	二五、〇七七	六
大 正 十 五 年 度	一 三 六		一 三 六	二五、一二五	八
昭 和 二 年 度	一 四 四		一 四 四	二六、三四一	八
昭 和 三 年 度	一 二 八		一 二 八	二二、〇三一	八
昭 和 四 年 度	一 四 四	四	一 四 四	二二、七〇二	八
昭 和 五 年 度	一 四 七	一	一 五 一	二二、九八五	九
昭 和 六 年 度	一 四 五	一	一 四 六	二四、六四四	九
昭 和 七 年 度	一 三 九	三	一 四 二	二五、八四七	九
昭 和 八 年 度	一 二 四	一	一 二 五	三七、八九一	一三
昭 和 九 年 度	二 二 六		二 二 六	四〇、七一一	一三
昭 和 十 年 度	二 二 五		二 二 五	四六、九一五	一六
昭 和 十 一 年 度	二 三 三 (豫定)		二 三 三	五二、〇六七	一九
	二、〇四八	九	二、〇五七	三八四、三〇三	

又各道府縣支會に於ても、夫々監査講習會を開いて、監事の監査知識の向上に努力して居る外に直
接監査を行ひ組合の内容充實に努めつゝ、ある支會もあるが、經費其の他の關係にて、左に示すが如く

極く微々たるものである。

各支會の監査施設に関する概要（昭和十年度）

一、監査専任職員

(一) 専任の職員を設置せる支會數 二

(二) 右専任職員數 四

(三) 右經費 五、七四〇圓

二、監査

(一) 監査を行へる支會數 二六

(二) 右支會の監査組合及聯合會數 九三五

(三) 監査を行はざる支會數 二一

三、監査講習會

(一) 講習會を開催したる支會數 三二

(二) 講習會開催回数 一七八

(三) 受講者數 七、三九五

四、右の外主なる監査施設

- (一) 委託監査制度を設け申請に依り實費を徴收し監査を行ふ支會數 二
- (二) 監事の監査協議會を行ひたる支會數 三
- (三) 自治監査週間を設け監事に自治監査の指導啓勵をなしたる支會數 一七
- (四) 監査要項配布をなしたる支會數 三

自治監査ではないが、更に行政官廳の監督方面を見るに、農林省に於ては検査官六名、検査官補十二名を置き六検査班を組織して、事分業量大なる組合及聯合會の検査に當り、昭和六年度より十年度に至る五ケ年間に於ける検査數は、百二十六聯合會と二百十一組合にて合計三百三十七の検査を行つて居る。地方廳の検査は農林主事、農林主事補に依りて、行はれて居るが、昭和十年度に於ける組合及聯合會の検査數又は監査施設の概要は、次の通りである。

道府縣に於ける組合及聯合會検査數及監査關係事項の概要

一、組合及聯合會検査

(一) 組合及聯合會検査數 四、八九七

(二) 同上一道府縣當り平均數 一〇四

(三) 一組合及聯合會検査に要したる平均延人員數 三

二、監査規程

- (一) 監事に對し道府縣令を以て定期監査を命じ其の監査報告を徴する道府縣數 二三
 - (二) 監事に對し道府縣令を以て定期監査を命じ居る道府縣數 六
 - (三) 監事の監査に對し特別なる規程を設けざる道府縣數 一八
- 三、右の外主なる監査關係事項
- (一) 監査講習會を開催したる道府縣數 四
 - (二) 支會主催の監査講習會に補助金を交附したる道府縣數 三
 - (三) 監査講習會を支會と共同して開催したる道府縣數 一
 - (四) 自治監査週間を設けて監事の自治監査の督勵をなしたる道府縣數 七

四、自治監査制度確立の必要

翻て我國の組合發展の狀況を見るに、昭和八年擴充五ヶ年計畫を樹立し、以來急速に事業の進展を來し、組合數一萬五千、組合員數六百萬人を超へ、運轉資金亦二十億圓となり、相當の發展を示して居るのに反し、自治監査の方面は舊態依然として、其の進歩は寔に遅々たるものである。元來事業分量の増大と監査制度の充實とは、正比例的に進む可きものであつて、事業分量のみ増大し監査制度が之に伴はなかつたならば、堅實なる事業の發展を期することが出來ず、將來に於ける事業發展上の一

大障害となることは、火を賄るよりも明かなることである。中央會過去十年間の監査の實績に徴するに、遺憾に感ずること甚だ多く、例へば會計紊亂し役職員の費消事實あるもの、財産狀態著しく不良なるもの、所有物の減價償却著しく不充分なるもの、法令、定款、總會の決議に違背せるもの等相當にあり、或は經營著しく營利的なるもの、一部有力者の機關化せるもの、役員が組合を悪用せるもの、絶無とは謂ふ可からず、尙又會計事務不整理を極むるもの、會計組織著しく不備なるもの、計數の不突合あるもの、決算の正確を缺けるもの等もありて、數字的外形の整つて居るのに反し、内容の伴はざること甚だしく、監査すればする程監査の必要なる所以を痛感せしめらるゝのである。今にして此等の改善策を講ずるにあらざれば、眞の産業組合の目的を達成し得ざるのみか將來如何に恐るべき惡結果を招來するやも計られず、中小産者を相手とする經濟機關丈に、其の社會的影響の甚大なるを思はしむるのである。我國の産業組合は、從來何事も官廳を頼りにして來たことは、其の發達の過程よりして止むを得ざるとしても、今後何時迄も官廳を頼りにすることは、組合の自主的本質より見て考慮す可きことである。組合の自主性を實現する爲には、監査に於ても組合自からの機關たる、監事又は他の自治的監査機關の活動により自治的に自肅自戒の方法を講ぜねばならない、又斯くするところが一層發展を促す所以である。然るに我國の自治監査は、前に述べたやうに甚だ幼稚なるものであつて、監事の監査は有名無實のものが多く、中央會の監査部亦經費其他の關係の爲に一ヶ年二百組合

餘の監査をなし得るに過ぎずして、組合事業の發展に比し實に不均衡の状態にある。組合法發布以來既に三十有七年を經過し、外形的には相當に發達して居るのに、自治監査丈が取殘されて居ると云ふことは、甚だ遺憾に堪へないのである。

前に述べたる如く諸外國に於ては、獨逸、奧大利の組合は二ヶ年に一度、瑞典の組合は毎年二回監査聯合會職員の監査を受けねばならぬことに、法律で定められてゐる、又米國にても監査聯合會の設立を見て居り、自治監査は多數の國に行はれ皆好成績を收めて居る、故に我國に於ても反産運動者に注意される迄もなく組合の現狀に鑑み中央會の監査事業を擴張するか、或は又法律を制定し此の法律に依る監査聯合會を作り自治監査の確立を期することは、唯に産業組合の爲のみならず一般社會に對しても、喫緊の急務である。

五、産業組合監査法に對する希望

聽く處に依れば、今回政府は産業組合自治監査法案を議會に提案せらるゝ由、之は組合界多年の要望にして又政府としても第六十九議會に於ける、米穀自治管理法の附帶決議或は同議會に於て建議案として通過したる、産業組合監査制度樹立に關する件、等に鑑みても、當然のことであると云へ組合界の爲にも慶賀すべきことであつて、又組合指導、監督上の一大躍進で、速に法案の通過せんこと

を望むのである。

唯だ此處に注意すべきは、産業組合監査法制定に關し、現在識者間に最も虞れられて居ることは、法文の主旨及法律の運用が、摘發的監査を主とするが如きこととなりては、組合經營者をして、萎縮せしめ其の結果事業の進展を阻害するが如きことなきや、を憂ふるのである。若し斯の如き結果を見るとせば、折角の法律も組合發展上何等の効果を擧ぐることを得ざるのみか、却て發展を防げる結果となり角を矯めて牛を殺すの類に等しく、組合界多年の要望を裏切ることとなるのである。我國の組合は未だ指導を要すること多く、惡意に依らざる違法行爲、又は誤れる經營をなし居るものも多數ある現狀なれば、此等組合を徒に摘發的に監査することゝせんか、折角伸びかかつた組合運動を、攪亂することゝなり、國家の爲に不幸の結果を齎らすことゝなる。自治監査は其の名の示す如く自治的の監査であつて、監督ではない、故に資金の費消、或は惡意の違法行爲は別とするも、然らざるものは、出來得る限り指導的に親切に經營上の相談相手となり、誤りは速に是正せしめ、拙劣なる經營には改善をなさしめて、充分に組合機能を發揮せしむべく努めねばならないのである。我組合界に自治監査が、要望せられて居る所以のものも指導的監査であることを豫期して居るが爲である。故に産業組合監査法及同施行規則制定に當りては、其の期待を裏切るが如きことの、なからんことを望むのである。

〔資料〕 一、諸外國ニ於ケル産業組合監査ニ關スル法令拔萃

一、獨逸

産業及經濟組合法

(千九百二十二年及千九百三十四年改正部分參照ノコト)

第四章 檢査

第五十三條 組合ノ組織及諸般ノ業務執行ノ狀況ハ少クトモ二年毎ニ組合員ニ非サル専門ノ檢査人ノ檢査ヲ受クヘシ

第五十四條 組合力以下規定シタル條件ヲ具フル檢査會ノ

一ニ加入スルトキハ檢査人ノ派遣ヲ請求スルコトヲ得

第五十五條 檢査會ハ其ノ所屬組合ノ檢査ヲ爲スヘキ責任ヲ有シ且ツ第一條ニ掲ケタル組合ノ利益ヲ保護シ殊ニ組合業務ノ聯絡統一ヲ圖ルヲ目的トス檢査會ハ其ノ他ノ事業ヲ爲スコトヲ得ス

第五十六條 檢査會ノ事業ハ定款ニ掲クヘシ定款ニハ檢査

會カ檢査ノ義務ヲ履行シ得ルコト、檢査會ノ區域及加入シ得ル組合ノ最多及最少制限ヲ定メ且檢査人ノ選定及任命、檢査ノ方法及範圍、檢査會ノ組織、事務所及權限並檢査人以外ノ機關ニ付キ規定ヲ設クヘシ

第五十七條 檢査人ヲ選任シ得ル權利ハ檢査會ノ區域カ數個ノ聯邦ニ跨ルトキハ聯邦政府其ノ他ノ場合ニ於テハ聯邦主務省之ヲ特許ス

檢査會ノ定款ノ變更ハ本條第一項ニ規定セル管轄官廳ニ具申スヘシ

第五十八條 檢査會ノ理事ハ其ノ定款、認證ヲ經タル特許狀ノ曆本及毎年一月ニハ所屬組合名簿ヲ事務所々在地ノ裁判所(第十條)及檢査會理事會所在地ノ上級行政官廳ニ提出スヘシ

第五十九條 檢査會總會ハ其ノ區域内ニ於テ開クヘシ總會ヲ開カントスルトキハ理事ハ理事會所在地ノ上級行政官

廳及總會開設地ノ上級行政官廳ニ議事日程ヲ添ヘ少クトモ七日前ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

總會開會地ノ上級行政官廳ハ總會ニ監督官ヲ派遣スルノ權利ヲ有ス

第六十條 左ノ場合ニ於テハ検査人選任ノ權利ヲ検査會ヨリ剝奪スルコトヲ得

一、検査會カ法律違反ノ行爲ヲ爲シ公共ノ安寧ヲ害シタルトキ又ハ條五十五條ニ規定シタル目的以外ノ事業ヲ行ヒタルトキ

二、検査會カ検査ノ義務ヲ履行セサルトキ此ノ權利ノ剝奪ハ検査人ヲ選任シ得ル權利ヲ特許スル上級行政官カ検査會理事ヲ審問シタル後之ヲ宣言ス

前項ノ處分ヲ爲シタル行政官廳ハ第五十八條ニ掲ケタル裁判所ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

第六十一條 検査會(第五十五條乃至第五十七條)ニ屬セ

サル組合ニ對シテハ裁判所(第十條)ハ検査人ヲ選任ス組合ノ理事ハ検査人ノ選任ヲ申請スルコトヲ要ス

検査人ノ選任ハ上級官廳ノ銓衡ヲ經テ之ヲ行フ若シ行政

官廳ニ於テ組合ヨリ申請シタル者ニ對シ異議ナキトキハ之ヲ検査人ニ選任ス

第六十二條 検査人ハ検査ニ關シテ生シタル相當ノ立替金及検査ニ要シタル時間ニ依リ報酬ヲ組合ニ對シテ請求スルコトヲ得裁判所ノ選任シタル検査人ニシテ立替金及報酬ニ關シ契約ヲ爲ササリシトキハ裁判所ノ定ムル所ニ依ル此ノ場合ニ於ニハ民事訴訟法第四百條第二項第百五條及第七百九十四條第三號ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 組合ノ理事ハ検査人ヲシテ組合ノ帳簿及書類ノ閱覽並其ノ金庫、證券、商業手形及現品ノ調査ヲ任意ニ爲サシムヘシ但シ検査ノ際監事ノ立會ヲ要ス

理事ハ検査済ノ證ヲ裁判所ニ提出シ組合登記簿ニ登記ヲ受ケ且次回總會ニ於テ決議事項トシテ之ヲ報告スヘシ監事ハ總會ニ於テ検査ノ結果ヲ説明スヘキモノトス

検査會ノ選任ニ係ル検査人ハ検査報告ノ謄本ヲ検査會ノ理事會ニ提出スヘシ

第六十四條 帝國宰相ハ検査報告調査報告調製心得ヲ制定スルコトヲ得

千九百二十二年七月一日ノ一部改正法

第七十八條ノ二 登記組合トシテ登記ヲ了セル信用組合カ解散スル場合ニハ解散ノ目的ヲ以テ招集セラレタル總會ニ於テノミ其ノ解散ヲ決議スルコトヲ得

解散ヲ決議スルニ際シテハ組合カ所屬スル検査會ニ解散カ中産者ノ利益ニ相反スルヤ否ヤヲ諮問スヘシ但シ組合カ現在検査會ニ加入シ居ラサルトキハ三年以内ニ於テ所屬セル検査會ニ之ヲ諮問スヘシ

前項ニ依ル所屬検査會ノ無キ場合ニハ主要ナル信用組合カ所屬シ該解散組合ノ存在スル地方ヲ區域トセル検査會ニ之ヲ諮問スヘシ多數ノ検査會ニ諮問スルコトヲ考慮スル必要アルトキハ其ノ選擇ハ理事會之ヲ行フ但シ監事總會ヲ招集シタル場合ニハ監事之ヲ選擇シ組合員之ヲ招集シタル場合ニハ招集シタル組合員之ヲ選擇スヘシ

検査會ノ判決ハ解散ノ評議セル總會ニ之ヲ報告シ且検査會ヲシテ其ノ判決ヲ總會ニ説明セシムル機會ヲ與フルコトヲ要ス

第七十八條ノ三 検査會ノ判決ニ依リ組合ノ解散カ中産者

ノ利益ニ相反スルト認メラレタトキハ該決議ハ定款ノ規定ニ依リ少クトモ一箇月ノ期間ヲ措キテ順次ニ招集セラレヘキ次回ノ總會ニ於テ組合員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

千九百三十四年一部改正法

(農業ト經濟第四卷第二號ヨリ摘錄)

第四章 監査及監査聯合會

第五十三條 (一) 産業組合ノ經濟的諸事情及業務執行ノ正確サヲ確カメル目的ヲ以テ其ノ組織財産狀態並ニ事務執行ノ狀態ハ之ヲ鈔クトモ二年毎ニ監査スヘシ。手形及小切手ノ讓渡ニ依ル債務、保證債務、手形、小切手ノ保證ニ依ル債務並ニ保證契約ニ依ル債務ヲ包含セル貸借對照額カ三十五萬マツク以上ニ達セル産業組合ニ付テハ鈔クトモ一年ニ一回監査スヘシ

(二) 司法大臣ハ總會テ決議セラルヘキ年度末決算ニ付ソレカ取纏メラルル以前ニ於テ監査スヘキコトヲ決定スルコトヲ得、又司法大臣ハコノ監査ヲ實行スルニ必要ニシテ且監査ト關聯シテ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第五十四條 (一) 産業組合ハ監査法ノ認可セル聯合會ニ所屬スヘシ(監査聯合會)

(二) 經濟大臣及ヒ食糧農業大臣ハ裁判所ノ報告ニ基キ産業組合カ一定期間内ニ其ノ良ク知レル聯合會ニ加入スヘキコトヲ共同的ニ命令ヲ發スルコトヲ得。若シ産業組合カ法定上ノ一定期間内ニ聯合會ニ加入シタルコトヲ裁判所ニ通知セサレハ裁判所ハ職權ヲ以テ理事ヲ審問シ産業組合ノ解散ヲ宣言スヘキモノトス。第八十條ノ二ヲ準用ス

第五十四條ノ二 (一) 産業組合カ聯合會カラ脱退シタナラハ聯合會ハ裁判所(第十條)ニ直チニ報告スヘキモノトス。裁判所ハ一定ノ期間ヲ定メオキ、其ノ期間内ニ於テ産業組合カソノ今迄ノ上級聯合會ニ所屬シテ居タ所ノ聯合會ニ加入スヘキモノトス。經濟大臣及食糧農業大臣ハ産業組合カ或ル他ノ上級聯合會ニ所屬セル聯合會ニ加入スルニ付共同シテ許可スルコトヲ得

(二) 産業組合カ加入シタコトヲ法定期間内ニ裁判所ニ報告セサルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ理事ヲ審問シ産業

組合ノ解散ヲ宣言スヘキモノトス。第八十條ノ二ヲ準用ス。

第五十五條 (一) 産業組合ハ其ノ所屬スル聯合會ニ依テ監査ヲ受クヘシ。聯合會ハ其ノ任命セル監査員ヲ監査ニ使用ス。監査員ハ産業組合監査ニ付テ十分ナル豫備教育ヲ受ケ且ツ十分ニ經驗スル所カナクテハナラナイ。

(二) 聯合會ノ考量ニ依ツテ若シ重要ナル根據カ存スルモノト認メタナラハ聯合會カ監査ヲナスニ當リ聯合會ノ雇傭シ居ラサル公ニ任命サレタ産業組合經營監査員ヲ使用スルカ若クハ監査會社一監査會社ニ付テハ其ノ所有者理事者若クハ業務執行者カ尠クトモ産業組合經營監査員トシテ公ニ任命サレテ居ルコトヲ使用スルコトヲ得。

第五十六條 (一) 監査サルヘキ産業組合ノ役員ハ監査ニ手ヲ出スヲ要セス。

(二) 産業組合ノ理事會又ハ清算人カ同時ニ所管聯合會ノ理事者テアル場合或ハ又産業組合カ殆ント登記産業組合テアル場合ニハ産業組合ハ聯合會ニ依ツテ使用サレテ居ル監査員ニ依テ監査ヲ受クルヲ要セス。斯ル場合ニ於テ

聯合會ハ産業組合ヲシテ上級聯合會ノ判斷ニ依リ公ニ任命サレタ産業組合經營監査員ニ依リ又ハ監査會社―其ノ所有者理事者又ハ事務執行者ニ依テ尠クトモ産業組合經營監査員トシテ公ニ任命サレテ居ルコトヲ通シテ監査セシムルノテアル。

第五十七條 (一) 産業組合ノ理事ハ監査員ニ對シテ帳簿ヲ閱覽セシメ且ツ産業組合ノ書類並ニ現金在高ノ調査及ヒ有價證券、商品ノ在高ヲ承認シテ貰ハネハナラス。又理事ハ監査員カ詳細ナル監査ニ必要ナル總テノ説明ヤ案内ヲシナケレハナラス。此ノコトハ聯合會ニ依テ命セサレタ臨時監査ヲナス際ニモ當嵌ル。

(二) 聯合會ハ産業組合ノ監事長ニ對シテ適時監査ノ開始ヲ指示スヘシ。監事長ハ他ノ監事ニ對シテ遲滞ナク監査ノ開始ヲ報告シ監事ハ自分ノ望ニ依リ又ハ監査員ノ希望ニ依テ監査ニ立會フヘシ。

(三) 監査員ニトツテ監事ノ即座ノ方策ヲ要スルト思ハレル様ナ重要ナル確認ニ付テハ監査員ハ遲滞ナク監事長ニ知ラシムルコトヲ要ス。

(四) 監査員ハ監査ト直接關係シテ産業組合ノ理事及監事ノ共同會合ニ出席シ監査豫想的ナ結果ヲ口頭テ報告スヘシ。監査員ハコノ目的ヲ達スルタメニ理事及監事長カ右ノ會合ニ出席スルコトヲ希望シ得ル。若シ其ノ希望ニ應シナイナラハ監査員自ラ理事及監査ヲ實情ヲ通知シタテテ招致スルコトヲ得。

第五十八條 (一) 聯合會ハ監査ノ結果ヲ文書テ報告シナケレハナラス其ノ報告ハ聯合會ニ依テ署名スヘキモノトス。

(二) 右報告ハ監事長ノ報告ヲ受クルヤ直チニ産業組合ノ理事ニ提出スヘキテアリ各監事ハ何レモカ其ノ報告ヲ一覽スル權利ヲ有ス。

(三) 産業組合ノ理事及監事ハ監査ノ結果ニ關シテ報告ヲ入手スルヤ遲滞ナク共同會議ヲ開催シテ相談シナケレハナラス。聯合會及監査員ハ其ノ會議ニ出席スル權利ヲ有シ理事ハ其ノ開議ヲ聯合會ニ通知スル義務カアル。

第五十九條 (一) 理事ハ監査ノ完了シタコトヲ證スル聯合會ノ證明ヲ産業組合ノ記録ニ記入シナケレハナラス且ツ

次期總會ヲ召集スル場合ニ其ノ監査報告ヲ決議事項トシテ通知スヘシ。

(二)總會ニ於テ監事ハ監査テ實際ニ確メテ確定事項若クハ不備事項ヲ明カニスヘシ。

(三)聯合會ハ總會ニ出席シテ注意ヲ與ヘル權利ヲ有シ總會ノ議案又ハ決議事項ニ付テハ報告ヲ全部又ハ一部讀上クヘキ權利ヲ有ス。

第六十條 (一)若シ聯合會カ監査報告ニ關スル決議カ不當ニ遲延サレタコト又ハ總會カ決議ヲナスニ當ツテ監査報告ノ實際上ノ確定又ハ不備事項ニ付テ不充分ニ報告サレタコトヲ確認シタナラハ聯合會ハ産業組合ノ臨時總會ヲ組合ノ費用テ召集スル權利ヲ有シ且ツ確定セル缺陷ヲ除去スルタメニ如何ナル對象カ論議サレ決議サレネハナラナイカラ決定スル權利ヲ有ス。

(二)聯合會ノ召集セル總會ニ於テハ聯合會ノ決定セル人カ座長トナル。

第六十一條 聯合會ハ産業組合ニ對シテ相當ノ失費ニ對スル賠償ヲ得且ツ奉仕ニ對スル謝禮ヲ得ル權利ヲ有ス

第六十二條 (一)聯合會監査員及ヒ監査會社ハ確實ニシテ

公平ナル監査ヲナス義務及ヒ沈黙ヲ守ル義務ヲ有ス。彼等カ其ノ責務ヲ遂行スルニ當テ爲シタル業務上並ニ經營上ノ祕密ハ職務以外濫用スヘカラス。其ノ責務ヲ故意又大ナル不注意ヲ犯シタルモノハソレカ因ラ成シテ生シタル損害ニ付テ産業組合ヲ保證スルモノトス。人カ多數テアレハ總體債務者トシテ保證スルモノトス。

(二)非常ニ不注意テアツタ場合ニハ假令多人數カ監査ニ參加シタ場合或ハ保證スル義務ヲ有スル多人數ノ行爲カ爲サレタ時トテモ亦、監査ニ關スル保證義務ハ二五、〇〇マルクニ限キルモノトス。故意ノ場合ニアリテモ多數カ保證シタトキニ其ノ人自體ハ故意ニ扱ハナカツタ様ナ人々ノ爲ヲ考ヘテ、前ト同様ノコトカ云ハレルノデアリ。

(三)聯合會ハ監査報告ノ内容ニ依ツテ聯合會所屬組合及ヒ産業組合中央事務所ニ對シ、コノ既存又ハ確立サルヘキ業務關係ニ基イタ利益カ監査ノ結果ニ關シテナサルヘキ報告ト何時關係ヲ有スルカラ知ラシメルコトヲ得。聯

合會ハ其ノ所屬スル上級聯合會ニ對シテ監査報告ノ寫シヲ報告スルコトカ出來上級聯合會ハコレヲ聯合會ニ課セラレタル義務ノ充足ヲ促進スル様ニ利用スヘキモノトス。

(四)第六十二條ノ(一)ニ依ル沈黙ヲ守ルノ義務ハ監査會社カ監査ヲ行ツタ時、監事及監査會社ノ監事會ニモ存ス監査會社ノ監事長及ヒ其ノ代理者ハ乍併、監査會社ノナシタル報告ヲ一覽スル要カアル、サレト其ノ場合得タ知識ハタタ監事ノ監査義務ノ充定ヲ促ス範圍ニノミ利用シ得ルニ過キナイ。

(五)之等規則ノ責任ハ契約ニ依テ除去スルコトカ出來ナイシ、制限スルコトモ出來ナイ。同シコトハ聯合會カ監査ノ執行ニ使用シタル人ニ對シテ聯合會ノナシタ保證ニ當嵌ル。

(六)之等ノ規則カラ生シタ諸請求權ハ三年スレハ時效ニカカル、時效ハ産業組合カ監査報告ヲ受取ツタ時ニ始マル。

第六十三條 監査權ハ政府ニ依テ聯合會ニ賦與サレルモノ

トス

第六十三條ノ二(一)聯合會カ監査權ノ賦與ヲ申請シタナラハ、ソレカ擔當スル任務ノ遂行ニ關シ保證シタ時ニノミ許可サレルモノトス。

(一)監査權賦與ニ關スル申請ハ聯合會ノ監査行爲ニ對シテ何等ノ所要カナイ時ニハ拒絕サレ得ルモノトス。

(二)政府ハ監査權ノ賦與ヲ組合費ノ充足如何ニ依リ、特ニ聯合會カ監査行爲カラ生シタ損害補償請求權ニ對シテ充分ナル程度ニ保證シ、又ハ證明ヲナシタルヤ否ヤ、又其他ノ充分ナル保證狀態ニ置カレテキルカ否カニ依ツテ左右スルコトヲ得。

第六十三條ノ三(一)聯合會ハ登記組合ノ法律形式ヲ有スヘキモノトス。

(二)聯合會ノ構成員ハタタ登記産業組合ノミテアリ、其ノ法律形式ヲ考慮ニ入レサレハ殆ント登記産業組合テアルカ、又ハ産業組合ニ用ヒラレル様ナ事業ノミテアル、斯ル前提條件ノ存スルカ否カ疑問テアル場合ニハ、司法大臣又ハ其ノ指定シタ者カ之ヲ決定スル。司法大臣ハ經

濟大臣又ハ其他ノ權限アル國務大臣ニ相談シテ若シ重要ナル根據ノ存スル場合ニハ、第一ノ規程ニ付イテ例外ヲ許可スルコトカ出來ル。登記産業組合ニ非サル共同利用ノ住宅業ノ聯合會所屬關係ニ付イテノ規則ハ依然其ノ儘トス。

(三)登記産業組合ニ非スシテ他ノ法的監査規則ニ從ツテ居ル事業ハ、ソレカ聯合會ノ一員タルニモ拘ラスコノ他ノ監査規則ニ從フノテアツテ、本法ニ依ル監査ニ從フモノテハナイ。

(四)聯合會ハ三項ノ規則ヲ犯スコトナシニ其ノ所屬組合ノ監査ヲナス様ニシナケレハナラス、且又其上ニ夫等ノ利益ノ共同ノ注意ヲ目的トシ、殊ニ相互ノ業務關係ノ保持ヲ目的トスルコトヲ得、而シテ聯合會ハ其ノ他ノ目的ヲ追究シテハナラナイ。

(五) 監査活動ノナサレル場合、殊ニ監査員ノ監督及ヒ監査報告ノ吟味ヲナスニ當ツテ、聯合會ノ理事ヲ援助スル爲ニハ少クトモ産業組合經營監査員トシテ公ニ任命サレタ監査員ヲ一名雇備スヘキモノトス。若シ聯合會理事

ノ一員カ産業組合經營監査員トシテ公ニ任命サレタナラハ、右ノ如キ雇備ハ之ヲ度外視スルコトヲ得。

(六)聯合會ノ總會ハ聯合會ノ區域内ニ於テノミ開催スルコトヲ得。

第六十三條ノ四 (一)聯合會ノ定款ニ記入サルヘキ事項ハ左ノ如シ。

1、聯合會ノ目的

2、名稱(名稱ハ他ノ既存ノ聯合會ト明カニ區分サレレハナラス)

3、住所

4、區域

(二)定款ハ更ニ任命サルヘキ監査員ノ選拔及資格賦與ニ關スル規定、監査ノ方法及ヒ範圍ニ關スル規定並ニ理事ノ職業、住所、任務及權限ニ關スル規程ト其他ノ聯合會ノ機關ニ關スル規程ヲ包含スヘキモノトス。

(三)聯合會ノ定款變更ノ對象カソノ目的又ハ區域テアルナラハ政府ノ承認ヲ得ルヲ要ス。第六十三條第二項ノ二三モ亦同シ。

第六十三條ノ五 聯合會ハ裁判所——産業組合ノ住所カ其ノ地區内ニアル——並ニ上級監督官廳——聯合會ノ住所カ其ノ地區内ニアル——ニ許可證ノ證明寫ヲ添ヘタ定款ヲ提出シ、毎年一月ニハ聯合會ニ所屬スル産業組合ノ目録ヲ提出スヘキモノトス

第六十三條ノ六 登記聯合會（解散シタル聯合會）ハ他ノ登記聯合會（合併シタル聯合會）ト兩總會ノ決議ニ基イテ合併スルコトカ出來ル總會ノ決議ハ出席組合ノ四分ノ三以上ノ多數ノ贊同ヲ得ルコトヲ要ス、但シ定款ニ別段ノ過重規定アル場合ハコノ限リテナイ

第六十三條ノ七 合併ハ兩聯合會ノ理事カ連帶シテ遲滞ナク兩聯合會所在地ノ法人登記簿ニ登記シナケレハナラヌ登記申請ニハ兩聯合會間ニ於テ締結セラレタ契約ノ原本或ハ公證ノ寫本ヲ添付スルコトヲ要スル、合併ハ前二段ノ規定及第六十三條ノ六ノ規定ニ從フ場合ニ於テノミ登記スルコトカ出來ル、解散聯合會ハ其ノ所在地ノ登記簿ニ合併登記ヲナスト同時ニ解散シタルモノト看做シ、其ノ權利義務ハ存續聯合會ニ移リタルモノト看做ス、兩聯

合會ノ理事ハ遲滞ナク登記シタル旨ヲ監査員ノ任命權ヲ聯合會ニ賦與スル權限ヲ有スル官廳ヘ届出スルコトヲ要ス

第六十三條ノ八 解散聯合會ハ清算ヲナサス民法第四十五條ノ規定ハ此ノ場合ニ適用セス、兩聯合會ノ理事會員ハ解散聯合會及ヒ存續聯合會ノ債權者ニ對シ連帶債務者トシテ合併ニ依リ生スヘキ損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス但シ理事會員カ兩聯合會ノ財産調査及合併契約締結ニ當リ善良ナル管理者ノ注意ヲ爲シタル時ハコノ限リニ非ス

第六十三條ノ九 解散聯合會ノ所屬組合ハ其ノ聯合會所在地ノ登記簿ニ合併ノ登記ヲナスト同時ニ之ヲ存續聯合會ノ所屬組合ト看做シ、存續聯合會ニ對シ其ノ組合員タル資格ヨリ生スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ、理事會ハ所屬組合ニ對シ遲滞ナク登記シタル旨ヲ通知スルコトヲ要ス
解散聯合會ノ所屬組合ハ豫告ニ依リ存續聯合會ヨリ脱退スルコトヲ宣言スル權利ヲ有ス告知權ハ放棄スルコトヲ得豫告ハ合併後三ヶ月以内ニナスコトヲ要ス、此ノ期間ハ合併ノ登記ノ通知（第一項後段）ノ所屬組合ニ到達

シタル日ヨリ起算ス、豫告アリタル時ハ存続聯合會ノ所属組合タル地位ヲ取得サセリシモノト看做ス。

第六十三條ノ十 其ノ權利能力カ國家ノ特別ノ附與ニ依ル聯合會（解散スル聯合會）登記聯合會（存続聯合會）ニ吸收ノ方法ニ依リ之ト合併スルコトヲ得

合併ハ兩聯合會ノ理事運滞シテ遲滞ナク存続聯合會所在地ノ登記簿ニ登記スルコトヲ要ス、其他ノ事項ニ付イテハ第六十三條ノ六乃至第六十三條ノ九第一項第一段中「解散聯合會所在地ノ登記簿ニ合併登記」トアルハ「存続聯合會所在地ノ登記簿ニ登記」トス。

第六十四條 主務大臣ハ監査聯合會ヲシテ其ノ義務ヲ果シテ居ルカ否カラ査閱セシメル權利ヲ有シテ居リ、從ツテ主務大臣ハ聯合會ノ行使遂行ヲ命ズルコトヲ得

第六十四條ノ二 聯合會カ其ノ引受ケテ居ル使命ノ充足ニ付最早保證シナカツタ時又聯合會カ主務大臣ノ命ヲ遂行シナカツタ時若クハ其ノ監査活動ニ對シテ最早夫以上何等ノ所要ノナカツタ時ニハ聯合會カラ監査權ヲ剝奪スルコトヲ得。其ノ剝奪ハ聯合會理事ヲ召致シテ後政府ニ依

ツテ宣告サレル。其ノ剝奪ニ付テハ第六十三條ノ五テ示シタ裁判所ニ報告スルモノトス

第六十四條ノ三 解散組合モ亦本章ノ規定ニ從フ

（法 文）

第一百五十條 左ノ者ハ禁錮又ハ罰金ノ刑ニ處ス

一、監査員又ハ監査員ノ助手トシテ監査ノ結果ニ關スル虛偽ノ報告ヲナシ若クハ顯著ナル事情ノ報告シナカツタ者

二、第四章ノ規定ニ反シテ其ノ沈黙ノ義務ヲ犯シ又ハ其ノ義務ヲ果スニ當ツテ知レル業務上及ヒ經營上ノ秘密ヲ濫用スル者

（四）ノ二ノ規定ニ反シ報告書ノ意見トシテ希望セル知識ヲ利用スルニ當リ監事ノ監督義務ノ達成ヲ促進セザリシ著

二、壞 太 利

産業及經濟組合其ノ他ノ社團

ノ検査ニ關スル法律

第一條 千八百七十三年四月九日ノ産業及經濟組合法ニ基キテ登記ヲ受ケタル産業及經濟組合並其ノ以前ニ設立セラレタル社團ニシテ同法第一條ニ規定スル種類ニ屬スルモノハ其ノ組織及各般ノ業務ノ執行ニ付少クトモ二箇年毎ニ組合又ハ社團ニ屬セサル専門ノ検査人ニ依リ検査ヲ受クル義務ヲ負フ前項ノ義務ハ組合員ノ資格カ定款ヲ以テ自然人ニ限ラルルト、社團、商會社、組合又ハ他ノ團體ニ及フトニ拘ラス之負フヲモノトス

検査ノ際ニハ特ニ法律及定款ノ規定ニ從フヤ否ヤヲ注意シテ之ヲ検査報告ニ記載スルコトヲ要ス

本法ノ規定ハ清算中ノ組合ニ之ヲ適用ス

第二條 本法ノ要件ニ適合スル検査會ハ其ノ所屬組合及社團ノ爲検査人ヲ選任スルノ權能ヲ有ス検査會ハ其ノ區域カ數邦ニ亘ルトキハ内務大臣然ラサルトキハ各邦廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

検査會ニ屬セサル組合及社團ニ在リテハ組合ノ検査人ハ商事裁判所社團ノ検査人ハ其ノ所在地ノ各邦廳之ヲ選任ス

第三條 検査會ハ千八百六十七年十一月十五日ノ社團法(帝國法律官報第百三十四號)又ハ千八百七十三年四月九日ノ産業及經濟組合法ニ基キテ組織スルコトヲ要シ其ノ所屬組合及社團ノ検査ヲ行フコトヲ其ノ目的ト爲ス

産業及經濟組合法ニ基キテ組織セラレタル検査會ハ前項ノ外検査會所屬組合及社團ノ利益ノ共通ノ保護並所屬組合及社團相互ノ間及之ト検査會トノ間トノ取引關係ノ聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的ト爲スコトヲ得其ノ他ノ事項ヲ目的ト爲スコトヲ得ス

検査會ニ屬スル組合及社團ノ數ハ検査會ノ行動ヲシテ有效ナラシムルニ足ルト信セシムル程度ニ達スルコトヲ要ス検査會カ同一地方ノ少クトモ五十ノ組合(又ハ社團)若ハスヘテノ組合(又ハ社團)ヲ包括スルカ又ハ其ノ地方ニ存在スル組合(又ハ社團)中ノ經濟的活動及用語ヲ等クスルスヘテノモノヲ包括スルトキハ前記ノ要件ハ之

ヲ具備スルモノト看做ス

検査會ノ定款カ検査ノ義務ヲ果スノ能力アルコトヲ認識セシムルヲ要ス特ニ検査會區域ヲ確定シ検査人ノ選任及検査ノ方法並範圍ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ要ス

第四條 検査會理事會ハ認可ヲ受ケタルトキハ第二條第二項ノ官廳ニ所屬組合(又ハ社團)ノ名稱ヲ申告シ承認セラレタル検査權能ヲ證明スルコトヲ要ス申告シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ都度遲滞ナク之ヲ申告スルコトヲ要ス

第五條 検査會ハ左ノ場合ニ検査人選任ノ權能ヲ失フモノトス

一、検査會カ定款ニ於テ示サレタル目的以外ノ行動ヲ爲シタルトキ

二、検査會カ其ノ任務タル検査ノ義務ヲ果スコトハ能ハサルトキ

三、検査會ニ屬スル組合又ハ社團ノ數減少シテ検査會ノ有效ナル活動力不可能ニ至リタルトキ

前項ノ權能ノ喪失ハ検査會理事會ヲ尋問シタル後第二條

第一項ノ行政官廳之ヲ命ス官廳ハ同様第二項ノ官廳ニ職權ヲ以テ右ノ命令ヲ通告スヘシ

第六條 適法ノ資格ヲ有スル検査人ハ第一條ニ基キテ必要ニ依リ事務所及營業所ニ立入り帳簿及書類ヲ閱覽シ組合(又ハ社團)ノ機關及代理人ニ對シテ報告及説明ヲ求め現金、有價證券、借用證書及商品現在高ヲ検査スルノ權限ヲ有ス報告及説明ヲ求めラレタルトキハ遲滞ナク精確ニ且眞實ニ陳述スルコトヲ要ス

監事アルトキハ監事ハ検査ニ立會フコトヲ要ス

第七條 検査人ハ組合(又ハ社團)理事會検査ノ報告ヲナシ且遲滞ナク検査ノ終了セシコトヲ第二條第二項ノ官廳ニ届出ツヘシ

検査會ノ選任シタル検査人ハ其ノ検査報告書ヲ検査會理事會ニ送附スヘシ理事會ハ報告ヲ審査シ且之ニ關スル意見ヲ報告書ニ附記スヘシ

検査報告書ノ作成方法ニ付テハ省令ヲ以テ告示ヲ爲スコトヲ得

第八條 組合(又ハ社團)理事會ハ検査報告ヲ受領シタル

トキハ遲滞ナク若シ監事會アルトキハ監事會ト合議ノ上
報告會ニ關スル決議ヲ行ヒ該報告ヲ次回ノ總會ニ提出シ
決議ニ付スヘシ

總會ニ於テ検査人ノ報告書ハ検査會理事會ノ附加シタル
意見ト共ニ其ノ全文ヲ議事ニ付スヘク其ノ際監事會若シ
監事會ナキトキハ理事會ハ検査ノ結果ニ付説明ノ任ニ當
ルヘシ

第九條 検査ノ際ニ法律又ハ定款ノ規定ニ違反シタル事實
發見セラレ且検査人カ相當ナリト思惟シテ定メタル期間
内ニ其ノ訂正ヲ行ハサルトキハ検査人ハ若シ検査會ニ依
リテ選任セラレタル場合ニ於テハ検査會理事會ヲ經由シ
然ラサル場合ニ於テハ直接ニ其ノ検査報告書ノ謄本ニ必
要ナル説明ヲ附加シテ第二條第二項ノ官廳ニ之ヲ提出ス
ヘシ

第十條 検査人ハ報酬ニ付別段ノ規定ナキトキハ實費辨償
及検査ニ要シタル時間ニ依リテ報酬ヲ請求スルノ權利ヲ
有スル検査費用ニ關シテ合意ヲ欠ク場合ニ於テハ第二條
第二項ノ官廳之ヲ確定シ其ノ負擔ヲ組合(又ハ社團)ニ

命ス

第十一條 第六條及第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ第二
條第二項ノ官廳ハ二十「クローネ」以上二百「クローネ」
以下ノ秩序罰ヲ課ス

前項ノ秩序罰ハ組合(又ハ社團)所在地ノ救貧基金ニ編
入ス

第十二條 検査人ハ検査ニ際シ知り得タル業務關係及營業
關係ニ付秘密ヲ守ルノ義務ヲ有ス

検査人ハ瑕疵發見ノ目的トナリタル限度ニ於テノミ検査
報告ニ之ヲ求ムルコトヲ得

第十三條 本法ニ基キテ作成セラレタル検査報告書、提出
書及届書ハスヘテノ其ノ附帶文書ト共ニ手数料及印紙稅
ヲ免除ス

第十四條 各邦資金、各邦立法ニ基キテ各邦特別委員會ノ
監督ノ下ニ立ツ前貸金庫又ハ其ノ他ノ資金ニヨリ補助又
ハ貸付ヲ受ケタル産業及經濟組合並其ノ定款ニ依リテ各
邦特別委員會ノ検査ヲ受タヘキ産業及經濟組合ハ各邦委
員會カ検査權ノ行使ヲ欲スル場合及之ヲ欲スル期間ニ其

ノ検査ヲ受クヘキモノトス

(商務、司法、及内務三省令)

前項ノ産業及經濟組合ニ對シテハ裁判所ニ依ル検査人ノ

第一章 検査原簿

選任(第二號第二項) 商事裁判所ニ對シ検査施行ノ申告

第一條 第一審裁判所ハ定期検査ヲ監督スル爲其ノ組合登

(第七條第一項)及裁判所ニ依ル検査費用ノ確定及負擔命

記簿ニ登記ヲ受ケタル産業及經濟組合ノ検査原簿ヲ様式

令(第十條)ニ關スル規定ヲ適用セス其ノ他ノ事項ニ付テ

第二號ニ從テ備ヘ置クコトヲ要ス

ハ各邦特別委員會ノ代表者ニ依リテ行ハルル検査ニ關シ

検査原簿ハ裁判所ニ於テ登記シタル組合ノ名稱ヲ記入シ

現行法律ノ規定ヲ準用ス但シ各邦特別委員會ノ選任スル

検査人ヲ選任スル權ヲ官廳ヨリ與ヘラレタル検査會ニ加

トス前項ノ除外例ヲ有效ナラシムルタメ各邦特別委員會

記スルコトヲ要ス

ハ其ノ検査ヲ受クヘキ産業及經濟組合ヲ本法施行後一ケ

検査會又ハ地方特別委員會ノ検査ノ實施又ハ中止ニ依リ

月以内ニ管轄裁判所ニ申告スルコトヲ要ス

テ生スルヘテノ變更ハ新組合ノ設立及既設組合ノ消滅

申告シタル事實ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ都度遲滯ナ

(破産開始又ハ清算終了ノ結果)ト等シク遲滯ナク之ニ記

ク變更ノ事實ヲ申告スヘシ

入スヘキモノトス

第十五條 本法ノ施行ハ司法大臣、商務大臣、及内務大臣

通常執務時間中ハ何人ト雖モ該原簿ヲ閱覽スルコトヲ得

ニ之ヲ委任ス

第二條 行政官廳ハ産業及經濟組合法第一條ニ規定スル目

産業及經濟組合其ノ他ノ社

的ヲ有スルモ法律實施以前ニ既ニ設立セラレ且組合登記

團ノ検査ニ關スル施行規則

簿ニ登記ヲ受ケサリシ管内ノ社團ニ關シ前條ノ原簿ヲ備

フルコトヲ要ス

第三條 組合（又ハ社團）カ検査會ニ加入スルヤ又ハ地方

特別委員會ノ検査ヲ受クルヤハ検査會理事會（千九百三年六月十日ノ検査ニ關スル法律第四條）及地方特別委員會ノ申告（同法第十四條第四項及第五項）ニ基キテ原簿ニ記入スルヲ要ス申告事項中ノ變更ニ付亦同シ

原簿ノ作成ヲ便ニスル爲裁判所ハ検査ニ關スル法律ノ實施後遲滞ナク登記ヲ受ケタル組合ニ命シ又行政官廳ハ管内ノ社團ニ命シ其ノ受クル検査ノ種類ニ付四週間以内ニ届出シムルコトヲ要ス

第四條 検査會ニ加入スル組合（又ハ社團）及裁判所又ハ行政官廳ノ選任スル検査人ノ検査ヲ受クル組合（又ハ社團）カ検査ヲ受ケタルトキハ毎回検査ノ施行年月日ヲ原簿ニ記入スルコトヲ要ス

前項ノ記入ハ検査人ヨリ検査終了ノ届出アルヲ待テ職權ヲ以テ之ヲ爲ス（検査ニ關スル千九百三年六月十日ノ法律第七條第一項）届出ハ検査事務ノ終了後遅クトモ十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 検査會ニ加入スル組合（又ハ社團）ニシテ検査ニ

關スル千九百三年六月十日ノ法律ノ實施後又ハ最後ノ検査ノ施行後二箇年ヲ經過スルモ検査施行ノ届出ナキトキハ遲滞ナク千九百三年六月十日ノ法律第二條第一項ニ定メタル官廳ニ報告スルヲ要ス

當該官廳ハ相當ナル期間内ニ検査ヲ施行スヘキコトヲ検査會ニ命シ且之ヲ裁判所又ハ行政官廳ニ通告スヘシ若シ此ノ期間内ニ検査ノ届出ナキトキハ行政官廳ハ遲滞ナク之ヲ千九百三年六月十日ノ法律第二條第一項ニ定メタル行政官廳ニ報告シテ検査人選任權剝奪決定（同法律第五條）ノ參考ニ供スルモノトス

第六條 若干ノ組合（又ハ社團）ノ脱退ニ依リ其ノ検査會カ有效ナル行動ヲ執ル能ハサルヘシト推定スヘキ場合ニ於テ脱退ノ届出アリタルトキハ裁判所又ハ行政官廳ハ千九百三年六月十日ノ法律第二條第一項ニ定メタル行政官廳ニ報告シテ検査人選任權剝奪決定ノ參考ニ供スヘシ

第七條 第五條及第六條ニ規定スル行政官廳ニ對スル報告ハ該行政官廳カ検査施行ノ監督及検査人選任剝奪決定ノ權限ヲ有スル官廳タル場合ハ之ヲ行ハサルコトヲ得

第二章 裁判所又ハ行政官廳ニ依ル検査

人ノ選任

第八條 検査人ノ選任ハ組合(又ハ社團)ノ申請ニ依リ第一審ノ裁判所(第一條)又ハ行政官廳(第二條)之ヲ行フ裁判所及行政官廳ハ検査原簿ニ從テ検査會又ハ地方委員會ノ検査ヲ受ケサル組合(又ハ社團)ノ爲検査人選任ノ申請カ遅クトモ二箇年ノ期間(第四條第一項)ノ滿了ヨリ六箇月以前ニ行ハレサルトキニ限り職權ヲ以テ検査人ヲ選任ス

第九條 裁判所又ハ行政官廳ハ各上級裁判所カ其ノ管内ノ爲作成シテ備付ケタル検査人名簿ヨリ検査人ヲ選任ス検査人名簿及其ノ中ニ生シタル變更ハ上級裁判所管内ノ第一審裁判所及行政官廳ニ之ヲ通知スルモノトス
検査人名簿ハ検査人カ何レノ種類ノ組合ノ検査ニ特ニ適當スルヤ及必要ナルトキハ其ノ語學上ノ知識ヲ記載スルコトヲ要ス

第十條 検査人名簿ハ上級裁判所管内ニ於ケル検査會所屬ノ検査人及特別委員會ノ同意ヲ得テ上級裁判所管内ニ於

ケル各邦特別委員會ノ検査機關ヲ之ニ揚クヘシ

必要アルトキハ前項以外ノ専門家ノ氏名ヲ名簿ニ掲グルコトヲ得之ヲ掲クヘキヤ否ヤ又如何ナル範圍迄之ヲ掲クヘキヤハ裁判所又ハ行政官廳ノ選任スル検査人ノ検査ヲ受クル上級裁判所管内ニ在ル組合(又ハ社團)ノ數及種類、検査會ノ検査人及各邦特別委員會ノ検査人ノ數、其ノ事務負擔及社會上ノ地位並組合事業ノ特定ノ部門ニ於ケル特定ノ知識ノ必要及必要ナル語學上ノ能力ニ應シテ上級裁判所之ヲ判定ス

各検査人ノ擔當ニスル組合(又ハ社團)ノ數ハ過大ニ失スヘカラス又其ノ與ハラレタル検査ノ機會ハ過少ニ失スヘカラス検査人ノ根本的専門能力ハ確實ナルヲ要シ且速路ノ旅行ニ依ル検査費用ヲ節減スル爲成ルヘク上級裁判所管轄區域内ニ於ケル各部分ヨリ検査人ノ採用スルコトヲ要ス

第十一條 検査會及各邦特別委員會ノ検査人ヲ検査人名簿ニ掲グル爲該検査人ノ選任アリタル後遲滞ナク検査會又各邦特別委員會(第十條第一項)ハ上級裁判所ニ届出ツ

ルヲ要ス其ノ解任ニ付亦同シ解任セラレタル検査人ノ氏名ヲ検査人名簿ヨリ削除スヘキヤ否ヤハ上級裁判所ニ於テ適宜ニ之ヲ決ス

第十二條 他ノ専門家ノ氏名ヲ名簿ニ掲クル必要アルトキハ(第九條第二項)上級裁判所ハ其ノ管内ニ在ル組合検査會ノ意見ヲ徵スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ検査會ニ對シ必要ナル専門家ノ數ヲ通知シ且主トシテ検査ヲ行フヘキ地方ヲ示スコトヲ得

上級裁判所ハ名簿ニ掲クヘキ検査人ノ選擇ニ關シ検査會ノ意見ニ拘束セララルコトナシ

第十三條 如何ナル場合ニ於テモ本人ノ同意ナラシテ其ノ氏名ヲ検査人名簿ニ掲クルコトヲ得ス

検査會ノ検査人又ハ各邦委員會ノ検査機關ニ非ラサル者カ検査人ニ選任セラレタルトキハ其ノ職務ノ開始ニ先チ選任ヲ行ヒタル官廳ニ出頭シ委任セラレタル検査ヲ忠實ニ行フコト及法律ニ依リ負フニ至リタルスヘテノ義務ヲ嚴正ニ履行スヘキコトヲ手ヲ打チテ誓フコトヲ要ス此ノ宣誓ヲ行ヒタル後職務證明書ノ下付ヲ受クルモノトス

第十四條 特定ノ一組合(又ハ社團)ノ検査ノ爲検査人ヲ派遣スルニ當リテハ組合(又ハ社團)ノ種類、所在地及(其ノ裁判所用語ヲ考量スヘシ

検査會又ハ各邦特別委員會ハ検査人ノ派遣ニ先チ其ノ必要ニ付考量スヘシ
其ノ決議文ハ之ヲ二通作成シ組合及検査人ニ各一通ヲ交付スヘシ検査人ノ受領シタル決議文ハ同時ニ其ノ資格ヲ證明スルモノトス

派遣セラレタル検査人ハ其ノ検査スヘキ組合ノ一員タリ又ハ其ノ理事會ノ一員ト親戚若ハ姻戚ノ關係ヲ有スル爲其ノ公平カ疑ハルル虞アルトキハ遲滞ナク選任權ヲ有スル官廳ニ之ヲ中告シテ他ノ検査人ノ派遣ヲ求ムヘシ

第三章 検査ノ執行

第十五條 検査人ハ各邦特別委員會ニ於テ選任セララルト検査會ニ於テ選任スラルルト又ハ千九百三年六月十日ノ法律第二條第二項ニ依リテ官廳ニ於テ選任セララルトヲ問ハス各邦特別委員會、検査會又ハ検査人ヲ選任スヘキ官廳カ一般ノ検査ノタメ又ハ各種ノ組合(又ハ社團)又

ハ各個ノ検査ノ爲與フル指揮命令ニ從テ一般ニ次條以下ノ原則ヲ嚴守スヘシ

第十六條 検査人ハ組合（又ハ社團）ノ組織及各般ノ事務ヲ検査スヘシ單ニ會計事務、帳簿ノ正確ナル記入、年度末收支計算カ遲滯ナク整理セラレ且正確ナルコトヲ検査スルノミナラス組合ノ施設及業務經營並執行ノ方法カ法令ノ規定及組合ノ目的ニ適合スルヤ否ヤヲ調査スヘシ此ノ目的ヲ達スル爲検査人ハ組合（又ハ社團）ノ機關カ法令及定款ノ規定ヲ遵奉スルヤ否ヤ及組合（又ハ社團）ノ業務經營ノ狀態カ其ノ發達ヲ圖ルニ適スルヤ否ヤヲ検査スヘシ

此ノ範圍内ニ於テ検査人ハ缺點ヲ發見シ之ヲ報告スル責任ヲ有スルノミナラス検査ニ際シテ組合（又ハ社團）ノ職員ニ其ノ義務ヲ了解セシメ發見セラレタル缺點ト改良スヘキ點トニ關シテ注意ヲ促シ業務執行ニ關スル適當ナル助言ヲ與ヘ且必要ナル場合ニハ將來ノ危険ヲ豫防スヘキ方法ヲ指導スルノ義務ヲ有スルモノトス直ニ除キ得ル缺點ヲ發見シタルトキハ検査人ハ即座ニ其

ノ訂正ヲ促シ報告書ニ述ヘタル缺點カ検査人ノ注意ニ依リテ如何ナル程度マテ既ニ除去セラレタルヤヲ検査報告書ニ記載スヘシ

第十七條 検査人カ検査スヘキ組合ヲ知悉セサルトキハ組合登記簿ノ閱覽又ハ其ノ他ノ方法ニ依リテ検査施行以前組合ノ定款業務等ニ關シ調査スルコトヲ要ス此ノ方法ニ依リ検査人ハ組合ノ組織、目的及組合カ組合登記簿ニ記入スヘキ事項ノ届出ニ關シ規則ニ違反セサルヤ否ヤヲ確ムルコトヲ得

検査人ハ検査施行以前ニ從前施行セラレタル検査ニ關スル書類ヲ閱覽スヘシ又検査會又ハ各邦特別委員會ニ依リテ検査セラルル組合（又ハ社團）ニ在リテハ検査セラルヘキ組合ニ關スル検査會又ハ各邦特別委員會ノ書類ヲ閱覽スヘシ

第十八條 検査ハ組合（又ハ社團）ノ所在地ニ於テ之ヲ行ブモノトス特別ノ場合ノ外検査人ハ豫メ検査ヲ受クル組合（又ハ社團）ニ對シ検査ノ時日ヲ通知スヘシ理事會ハ監事會アルトキハ直ニ之ヲ監事會ニ通知シ其ノ立會ヲ求

ムヘシ其ノ通知ハ之ヲ検査人ニ證明スルコトヲ要ス

豫告ナクシテ検査ヲ施行スルトキハ検査人ハ其ノ施行開始ニ先テ理事會ヲシテ監事會ニ通知セシメ検査ノ第一歩ヲ進メタル後監事ノ來ル迄又ハ來リ得ル時間ノ經過スル迄其ノ續行ヲ中止スヘシ

検査人ハ組合(又ハ社團)ノ役員ノ要求アルトキハ其ノ資格又ハ選任ノ證明書ヲ提出スヘシ

第十九條 検査ノ遂行ニ必要ナル範圍ニ於テ検査人ハ事務所及營業所ニ立入り帳簿及書類ヲ閲覽シ現金、有價證券借用證書及商品有高ヲ検査スルノ權ヲ有ス

検査人ハ組合(又ハ社團)ノ現狀ヲ成ルヘク完全ニ且明瞭ニ知悉スル爲(千九百三年六月十日ノ法律第六條第一項)組合(又ハ社團)ノ機關及代理人ニ對シ根本的ニ完全ナル検査ヲ施行スルニ必要ナリト思惟スル報告及説明ヲ求ムルコトヲ得

検査ノ施行ヲ妨害スルモノアルトキハ検査人ハ其ノ行爲ニ對ツ科セラルヘキ秩序罰(法律第十一條)ニ付之ヲ警告シ其ノ效ナキトキハ事情ニ應シテ第一審裁判所又ハ行

政官廳ニ本ヲ申告スヘシ

第二十條 現金ノ検査ハ少クトモ組合(又ハ社團)ノ役員ノ一人ノ面前ニ於テ成ルヘク金庫ノ出納ヲ委任セラレタル職員ヲ立合ハシメ之ヲ行フヘシ

記帳ニ欠缺アルトキハ検査人ハ既記ノ文字ノ傍ニ自己ノ正當ナリト認ムル文字ヲ記入スルノ權能ヲ有ス但此ノ記入ニ依リテ既記ノ文字ヲ不明瞭ナラシムルコトヲ得ス此ノ記入ニ際シ検査人ノ用フル「インキ」ハ既ニ用ヒラレタルモノト異ルヲ要シ且適當ナル方法ニ依リテ其ノ記入カ検査人ノ爲シタルモノナルコトヲ明瞭ナラシムヘシ
前項ノ訂正ノ必要アル場合ニハ検査人ハ各計算項目ノ正否ヲ再検査センカ爲組合(又ハ社團)ノ債權者又ハ債務者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得但シ最モ慎重ニ之ヲ行フヘク特ニ組合ノ信用ヲ害スル虞アル方法ヲ避クルコトヲ要ス
重要ナル事實ヲ確定スル爲検査人ハ検査施行中何時ニテモ記録ヲ作り組合(又ハ社團)ノ役員全部ヲシテ署名セシムルコトヲ得

第四章 裁判所又ハ行政官廳ノ選任スル

検査人ノ検査等ノ事項

第二十一條 下ニ掲クル尋問事項ハ官廳ノ選任スル検査人カ各種ノ組合(又ハ社團)ヲ検査スルニ當リ特ニ必要ナル事項ナリトス但シ検査人ハ此ノ以外其ノ検査スル組合(又ハ社團)ノ種類ト性質トニ應シ業務ノ實質ト形式トヲ注意シ且各種ノ特別事情ニ適合スヘキ検査ヲ爲スヲ要ス

第五章 検査ノ報告

第二十二條 検査人ハ検査ノ結果ニ付報告書ヲ作成スヘシ、報告書ハ組合(又ハ社團)ノ業務執行ノ状態ヲ判定スヘキ重要ナル事實ヲ列記シ法律及定款ノ規定ヲ遵奉スルヤ否ヤヲ明示シ且發見セラレタル重大ナル缺點ヲ列舉スヘシ(第十六條第四項)

報告書ハ検査ノ開始及終了ノ時日ヲ記スヘシ。検査人カ各邦特別委員會又ハ検査會ニ於テ選任セラレタルトキハ其ノ報告書ヲ各邦特別委員會又ハ検査會ニ提出スヘク然ラサル場合ニ於テハ組合(又ハ社團)理事會ニ提出スヘシ(千九百三年六月十日法律第七條)

裁判所又ハ行政官廳ニ依リテ選任セラレタル検査人ハ検査施行ノ届出ト共ニ検査ニ要シタル費用ノ明細表ヲ提出スヘシ、検査費用ニ關シ検査ヲ受ケタル組合(又ハ社團)トノ間ニ合意アリタルトキハ金額ヲ記載シ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第六章 發見セラレタル缺點ノ除去

第二十三條 検査ニ依リテ法律又ハ定款ノ規定ニ違反スル事實アルコトヲ發見シタルトキハ検査人ハ組合(又ハ社團)ニ對シテ適當ナル期間ヲ定メ、其ノ期間内ニ缺點ヲ除去セシムヘシ、此ノ期間ハ他ノ業務上ノ進行ヲ妨ケサル範圍内ニ於テ其ノ缺點ヲ除去シ得ル程度ニ之ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ一定期間内ニ缺點カ除去セラレタルコトノ證明ヲ得サルトキハ検査人ハ各邦特別委員會又ハ検査會ニ依リテ選任セラレタル場合ニハ各邦特別委員會又ハ検査會ヲ經由シ、然ラサル場合ニハ直接ニ其ノ検査報告書ノ原本ニ必要ナル説明ヲ附シ之ヲ商事裁判所(又ハ行政官廳)ニ提出スヘシ(千九百三年六月十日法律第九條)

第二十四條 千九百三年六月十日法律第九條ニ基キ提出セ

ラレタル法律又ハ定款ノ違反ニ關スル報告ヲ受ケタル管轄裁判所又ハ行政官廳ハ法律及定款ノ規定ヲ遵奉セシムル爲必要ナル處分ヲ行フコトヲ要ス

産業及經濟組合ノ場合ニ於テハ裁判所ハ特ニ千八百七十三年四月九日法律第八十七條乃至第八十九條ニ基キ處分ヲ行フノ可否ニ付考量スルヲ要ス

第七章 検査ノ費用

第二十五條 検査人カ検査費用ノ確定ヲ官廳ニ請求スルトキハ(千九百三年六月十日法律第十條第二項)検査人ハ其ノ支拂ヒタル現金其ノ要求スル報酬及報酬ノ見積ニ對スル主要ナル事實ヲ記載シテ届出ツルコトヲ要ス

検査費用ハ検査ヲ受ケタル組合(又ハ社團)ノ理事會ノ同意ヲ經テ之ヲ確定ス確定決議カ法律上ノ效力ヲ生シタルトキハ検査費用ハ職權ヲ以テ徴收セラレ検査人ニ拂渡サルモノトス

組合カ検査人トノ間ニ協定シタル検査費用ノ支拂ヲ遲滯シ且一定額ノ支拂ニ關スル同意カ文書ニ依リテ證明セラ

ルルトキハ商事裁判所ハ検査人ノ請求ニ依リ検査費用ノ徴收ヲ行フ

第二十六條 官廳ノ選任シタル検査人ハ検査費用ニ付組合(又ハ社團)ト協定シタルトキト雖自ラ之ヲ徴收スルコトヲ得ス検査人ヲ選任シタル官廳ニ於テ其ノ徴收及拂渡ヲ爲ス

第八章 検査人ノ黙秘ノ義務

第二十七條 検査人ハ其ノ選任ノ方法ニ區別ナク検査ノ際知ルコトヲ得タル業務及經營關係ヲ黙秘スル義務ヲ有ス検査人ハ瑕疵發見ノ目的トナリタル限度ニ於テノミ業務及經營關係ヲ其ノ検査報告書ニ述フルコトヲ得(千九百三年六月十日法律第十二條)

検査人ハ報告ヲ受クル權利ナキ者ニ對シテハ検査ノ結果ニ關シ前項以外ノ事項ニ付テモ緘黙ヲ守リ且特ニ組合(又ハ社團)ノ信用ヲ害スル處アル暗示ヲ避クルノ義務ヲ有ス

第二十八條 本令ハ千九百三年六月十日ノ法律ト同時ニ效力ヲ生ス

毎年一回三月三十一日迄ニ検査ヲ受ケタル組合ノ收支、基金及財産ニ關スル報告ヲ登記官吏ニ提出スヘシ

(二) 毎年度報告ノ要件左ノ如シ

イ、検査人ノ署名

ロ、支出ノ各項目別記載

ハ、報告ハ登記ノ日又ハ前年度報告書作成ノ日ヨリ最

近貸借對照表作成ノ日又ハ十二月三十一日ニ至ル期

間ノモノナルコト

ニ、本法ノ規定ニ從ヒ選任セラレタル公認検査人以外

ノ者ニ依リテ検査セラレタル場合ニハ其ノ氏名、住

所、身分、職業、選任ノ方法及官憲ヲ記入スルコト

組合ハ報告書ニ検査人報告書ノ寫ヲ添付スヘシ、報告書

ヲ公ニスル一事業年度間ニ二回以上検査ヲ受ケタル場合

ニハ各検査報告書ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス

第十五條 登記組合ハ組合員又ハ組合ニ利害關係アル者ハ

正當ニ請求シタル場合ニハ無代ヲ以テ最近ノ報告書ヲ交

付スルコトヲ要ス

第十六條 登記組合ハ組合ノ登記ヲ受ケタル事務所内ニ於

テ注意ヲ惹キ易キ場所ニ検査人ノ報告書ト共ニ最近ノ貸借對照表ヲ掲ホスヘシ

第六章 帳簿ノ閲覽

第十七條 (一) 組合員又ハ他ノ者ハ本法ノ規定ニ依ル

ニ非サレハ帳簿ノ閲覽ヲ請求スルコトヲ得ス

(二) 組合員又ハ登記組合ノ財産ニ利害關係アル者ハ組合

ノ登記ヲ受ケタル事務所又ハ帳簿ノ存在スル場所ニ於テ

適當ナル時間内ニ自己ニ關係アル勘定簿又ハ組合員名簿

ノ閲覽ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ組合總會ニ

於テ閲覽ニ關シ決議セル時刻及方法ニ從フコトヲ要ス

(三) 登記組合ハ本法施行後登記ヲ受ケタル定款ノ規定ニ

依リ組合員名簿以外ノ帳簿ノ閲覽ヲ許スコトヲ得、但シ

閲覽請求者カ役員又ハ特ニ總合ノ決議ニ依リテ權限アル

者ナル場合ニ非サレハ他ノ組合員ノ承諾書ナクシテ、其

ノ組合員ノ借入金又ハ預金ノ状態ニ關スル帳簿ノ閲覽ヲ

許スコトヲ得ス

第十八條 (一) 登記官吏ハ組合員十人以上ノ請求アリタル

場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ會計士又ハ一アクチユア

リー」ヲ選任シ帳簿ノ檢閱報告ヲ爲サシムルコトヲ得、
但シ請求ノ日ニ少クトモ滿一箇年組員タリシモノニ限
リ右請求權アルモノトス

(二)檢閱ノ請求スル者ハ左ノ事項ニ從フコトヲ要ス

(イ)組員ハ登記官吏ノ要求ニ依リ檢閱費ニ充ツヘキ
擔保ヲ提供スヘシ

(ロ)檢閱ノ費用ハ登記官吏ノ命スル割合ニ從ヒ檢査ヲ
請求スル者、組合、組員役員舊組員又ハ舊役員ノ
負擔トス

(三)本條ニ依リ選任セラレタル者ハ適當ナル時刻ニ組合
ノ事務所又ハ帳簿ノ存スル場所ニ於テ帳簿ノ謄寫又抄寫
ヲ爲スコトヲ得

(四)登記官吏ハ檢閱請求人及組合ニ檢閱ノ結果ヲ報告ス
ルコトヲ要ス

第十四章 檢 査

第五十條 (一)登記組員全員ノ五分ノ一又八千人以上ノ
組員ヲ有スル組合ニ於テハ百名以上ノ組員ノ申請ニ
依リ登設所長專ラ蘇格蘭又ハ愛蘭ニ於テ業務ヲ營ミ且登

記ヲ受ケタル組合ニ在リテハ蘇格蘭又ハ愛蘭ノ補助登記
官ハ何レモ大藏大臣ノ承認ヲ經テ組合ノ事務ヲ檢査シ及
之ヲ報告スル爲一人又ハ一人以上ノ檢査人ヲ選任シ又ハ
組合ノ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

(二)本條ニ依ル申請ヲ爲ス場合ニ於テハ申請人ハ檢査及
總會ノ招集ヲ請求スルニ付キ正當ノ事由ヲ有スルコト及
其ノ申請ハ詐害的動機ニ基クニ非サルコトヲ證明スルヲ
要ス、且登記所長ノ指定ニ從ヒ申請ヲ爲シタルコトヲ組
合ニ通知スルコトヲ要ス

(三)登記所長及補登記官ハ適當ト認ムルトキハ檢査人ヲ
選任シ又ハ總會ヲ招集スル前ニ申請人ニ對シ檢査費又ハ
總會ノ經費ヲ支拂フニ足ル擔保ノ提供ヲ請求スルコトヲ
得

(四)檢査又ハ總會ノ經費及之ニ附隨スル一切ノ經費ハ檢
査ヲ申請シタルモノ、組員、役員、舊組員又ハ舊役
員等カ登記所長又ハ補助登記官ノ指定スル割合ニ從ヒテ
之ヲ支拂フモノトス

(五)本條ニ依リ選任セラレタル檢査人ハ組合ノ帳簿、計

算表、擔保物及書類ノ提示ヲ要求スルコトヲ得、又事務ニ關係ヲ有スル役員、組合員、代理人及雇員ヲ宣稱セシメテ尋問スルコトヲ得

(六)登記所長又ハ補助登記官ハ本條ニ規定スル臨時總會ヲ招集スヘキ時、場所及其ノ總會ニ於テ討議決定スヘキ事項ヲ命令スルコトヲ得、其ノ總會ハ組合ノ定款ニ從テ招集セラレタルモノト同一ノ權限ヲ有シ、且組合定款ニ反對ノ規定アルニ拘ラス其ノ議長ヲ選任スルコトヲ得

附 則

第七十二條 大藏大臣ハ本法ノ目的ニ對シ公認検査人ヲ任命シ、且ツ其ノ勞務ニ對シ組合ノ支拂フヘキ手數料ヲ定ムルコトヲ得、但シ組合ハ其ノ検査人ノ使用ヲ強制セラルコトナシ

第七十三條 (一)大藏大臣ハ本法ニ依リ執行セラルヘキ行為又ハ證券ノ検査ニ對シ拂フヘキ手數料ヲ定ムルコトヲ得

(二)本法ニ基ツク手數料ハ凡テ大藏省ニ收納ス

産業及經濟組合法改正法

第二條 (一)登記組合ハ毎年一回主法ノ規定ニ從ヒ選任セラレタル一人以上ノ公認検査人ニ計算書ヲ提出シテ検査ヲ受クヘシ

(二)検査人ハ組合ト關係ヲ有スル職務ヲ兼スルコトヲ得ス

第三條 (一)主法第十四條第二項第三號ハ左ノ通り改正ス
(二)報告ハ登記ノ日又ハ前年度報告書作成ノ日ヨリ最近ノ貸借對照表作成ノ日ニ至ル期間ノモノナルコト但シ該貸借對照表ハ十二月三十一日以前四箇月又ハ以後一箇月以内ニ作成シタルモノナルコトヲ要ス

(三)組合ハ報告書ニ検査人報告書ノ謄本及一事業年度内ニ作成シタル各貸借對照表ノ謄本ヲ添付シ之ヲ登記所ニ送付スヘシ

第四條 組合ハ三ヶ年ニ少クトモ一回事業報告書ニ検査人ノ署名セル組合員ノ持分ヲ掲クル特別報告書ヲ添付シ報告書提出ノ爲ニ登記書ニ送付ス可シ但シ各組合員ノ持分カ持分額別ニ組合保存ノ組合員名簿ニ掲載セラレタル場合ハ之ヲ特別報告書ニ持分額別ニ記載シ然ラサル場合ハ

持分額別ニ分類シテ記載スヘシ

第九條 主法第五十條(第四項検査及臨時總會ノ經費ニ關スル規定)ノ「附隨スル」ノ次ニ「又ハ其ノ準備ノ爲ノ」ナル字句ヲ加フ

B、友誼組合

第二十六條 (一)登記組合及支部ハ少クトモ一年一回本法ノ規定ニ從ヒ選任セラレタル一人ノ公認検査人又ハ組合若ハ支部ノ規則ニ從ヒ選任セラレタル二人若ハ數人ノ検査員ニ依テ其ノ會計ノ検査ヲ受クルコトヲ要ス

(三)検査人ハ組合又ハ支部ノ帳簿及計算並本法ノ規定スル毎年度報告ヲ検査シ之ニ關スル計算及證據書類ト對照シ正確ニシテ證據書類ニ符合シ且適法ナリト認メタルトキハ之ニ署名シ、若シ之ヲ以テ不正ナルカ、證據書類ニ符合セサルカ、又ハ違法ナリト認メタルトキハ之ヲ組合又ハ支部ニ特別ニ通知スルコトヲ要ス

第二十七條 (一)登記ヲ受ケタル組合及支部ハ一年一回五月三十一日迄ニ收入、支出、積立金及資産並検査ノ結果ニ關スル報告書(本法ニ於テハ年度事業報告ト稱ス)ヲ

登記官吏ニ提出スヘシ

(二)年度事業報告ノ要件左ノ如シ

イ、組合又ハ支部ノ支出ヲ明細ニ表示スルコト
ロ、十二月三十一日迄ノ事項ヲ包含スルコト

ハ、検査カ本法ノ規定ニ從ヒ任命セラレタル公認検査人ニ依リテ實行セラレタルヤキ否ヤ若シ公認検査人以外ノ者ニ依リテ實行セサレタルトキハ其ノ氏名、住所、職業、選任ノ形式及選任シタル官憲ヲ表示スルコト

(三)組合又ハ支部ハ年度事業報告書ト共ニ検査員ノ特別報告ノ謄本ヲ提出スルコトヲ要ス

(四)支部ノ場合ニ於テハ年度事業報告書ハ其ノ支部ノ屬スル組合カ特ニ任命シタル役員ヨリ登記官吏ニ提出スルコトヲ要ス

第三十條 (一)本法ノ規定ニ基キ執行スヘキ検査及評價ノ爲大藏大臣ハ公認検査人及評價人ヲ任命シ組合及支部カ其ノ検査人及評價人ニ支拂フヘキ手數料ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ検査人及評價人ノ使用ハ強制セラルルコトナ

(二)大藏大臣ハ議會ノ協賛ヲ經タル豫算中ヨリ其ノ相當ト認ムル額ヲ公認検査人及評價人ニ報酬トシテ支拂フコトヲ得

第十三章 検査並登記ノ抹消停止及解散

第七十六條 (一)組合員全員ノ五分ノ一、千人以上一萬人ヲ超ヘサル登記組合ノ場合ニ於テハ百人、一萬人ヲ超ユル登記組合ノ場合ニ於テハ五百人ノ申請ニ依リ登記所長又ハ蘇格蘭及愛蘭ニ於テ専ラ業務ヲ營ミ且登記ヲ受ケタル組合ニ在リテハ其ノ補助登記官ハ各場合ニ於テ大藏大臣ノ承認ヲ經テ組合ノ事務ヲ検査シ及之ヲ報告スル爲一人若ハ一人以上ノ検査人ヲ選任シ又組合ノ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

(二)本條ニ據ル申請ヲナス場合ニ於テハ、申請人ハ検査及總會ノ召集ヲ請求スルニ付キ正當ノ事由ヲ有スルコト及其ノ申請ハ許害的動機ニ出タルモノニ非サルコトヲ表明スルニ足ル證據ヲ提出スルコトヲ要ス其ノ申請ハ登記所長ノ指定ニ從ヒ組合ニ通知スルコトヲ要ス

(三)登記所長及補助登記官ハ適當ト認ムルトキハ検査人ヲ選任シ又ハ總會ヲ召集スル前ニ申請シタル検査及總會ノ費用ニ對トル擔保ノ提供ヲ請求スルコトヲ得

(四)検査又ハ總會ノ費用ハ申請者組合又ハ組合員、役員、舊組合員若ハ舊役員カ登記所長又ハ補助登記官カ指定スル割合ニ從テ之ヲ支拂フモノトス

(五)本條ニ依リ選任セラレタル検査人ハ組合ノ帳簿及書類ノ呈示ヲ要求スルコトヲ得其ノ事務ニ關係ヲ有スル役員、組合員、代理人及雇員ヲ宣誓シテ尋問シ、場合ニ應シ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得

(六)登記所長又ハ補助登記官ハ本條ニ規定スル臨時總會ヲ召集スヘキ時、場所及決議事項ヲ指定スルコトヲ得、其ノ總會ハ組合ノ定款ニ從テ召集セラレタルモノト同一ノ權限ヲ有シ且組合ノ定款ニ反對ノ規定アルニ拘ラス其ノ議長ヲ選任スルコトヲ得

(七)本條ハ其ノ組合本部ノ同意アルニ非サレハ支部ヲ有スル組合ニハ適用ナキモノトス

第十五章 手數料、形式施行規則及文書ノ證據力

第九十六條

(一)大藏大臣ハ本法ニ依リテ爲スヘキ行爲又、書類ノ検査ニ對シ、支拂フヘキ手數料ヲ率ヲ定ムルコトヲ得

(二)友誼組合、慈善組合、家畜保險組合若ハ勞働者俱樂部ノ登記又ハ其ノ定款ノ改正ノ登記ニ關シ、手數料ヲ課セス

(三)本條例ニ依リ登記官吏ノ收納スル手數料ハ國庫ノ收入トス

四、英領印度

産業組合法

第四章 登記組合ノ義務

第十七條 (一)登記官吏又ハ登記官吏ノ書面ニ依ル一般又

ハ特別ノ命令ニ依リ會計検査ノ權限ヲ與ヘラレタル者ハ毎年少クトモ一回各登記組合ノ計算書ヲ検査スヘシ
(二)前項ノ検査ヲ爲スニ當リテハ償還期限ヲ經過モル借

入金ノ有無ノ検査並組合ノ資産及負債ノ評價ヲモ併セ行フヘシ

(三)登記官吏、收稅吏又ハ登記官吏ノ書面ニ依ル一般又ハ特別ノ命令ニ依リ検査ノ權限ヲ與ヘラレタル者ハ組合ノ帳簿、計算書、書類及擔保ヲ隨時査閱スヘシ此ノ場合ニ於テ組合役員ハ検査人ノ請求ニ依リ組合ノ事務及事業ニ關スル報告ヲ爲スヘシ

第七章 検査

第三十五條 (一)登記官吏ハ登記組合ノ組織事業及財務ノ狀況ヲ何時タリトモ調査スルコトヲ得

收稅吏ノ請求又ハ委員ノ過半数若ハ組合員三分ノ一以上ノ申請アリタル場合ニ於テハ登記官吏ハ自カラ之カ調査ニ當リ又ハ委任書ヲ以テ彼ニ代ハルヘキ者ヲ指名シ調査セシムヘシ

(二)組合役員及組合員ハ登記官吏又ハ其ノ受任者ノ要求ニ從ヒ組合ノ狀況ニ關シ報告スヘシ

第三十六條 (一)登記官吏ハ登記組合ノ債權者ノ申請アリタルトキハ左ノ場合ニ限り自ラ組合ノ帳簿ヲ検査シ又ハ

委任書ヲ以テ検査人ヲ指命スヘシ

イ、登記官吏ニ於テ組合カ負債ヲ返済スヘキ期限ニ達

シ請求ヲ受クルモ辨濟セサルモノト認メタル場合

ロ、登記官吏カ請求スル検査費ニ相当スル金額ヲ擔保

トシテ提供セル場合

(二)登記官吏ハ債權者ニ検査ノ結果ヲ報告スルコトヲ要ス

第三十七條 登記官吏ハ第三十五條ニ依ル調査又ハ第三十

六條ニ依ル検査ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ費用ノ全部又

二、林内閣ニヨリ第七十帝國議會ニ提出サレタル産

業組合自治監査法案

産業組合自治監査法

(昭和十二年二月二十七日提出)

第一條 産業組合ハ其ノ堅實ナル發達ヲ圖ル爲メ自治監査ヲ

行フ目的ヲ以テ産業組合監査聯合會ヲ設立スルコトヲ得

産業組合聯合會ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ産業組合ト看

ハ登記官吏カ正當ト認ムル費用ノ一部ヲ組合又ハ調査若

クハ検査ヲ請求セル組合員又ハ債權者ト組合役員又ハ舊

組合役員トノ間ニ割當ツルコトヲ得

第三十八條 前條ノ割當費用ノ支拂ヲ爲ササル者アルトキ

ハ其ノ者カ現ニ且自ラ居住シテ事業ヲ營ム地方ヲ管轄セ

ル裁判長ニ申請シ、當該裁判長ノ權限ヲ以テ其ノ者ノ所

有ニ屬スル動産ノ差押及賣却ヲ爲シ該費用ニ充ツルコト

ヲ得

做ス

第二條 産業組合監査聯合會ハ法人トシ全國ヲ通シ一箇ト

ス

産業組合監査聯合會ノ設立ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ産業組合ニ對シ産業組

合監査聯合會ニ加入スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第三條 産業組合監査聯合會ノ設立アリタルトキハ事務所

ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スヘシ登記シタル事項中

ニ變更ヲ生シタルトキ亦同シ

産業組合監査聯合會ノ設立又ハ登記シタル事項ノ變更ハ

其ノ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコ

トヲ得ス

第四條 産業組合監査聯合會ハ産業組合監査員ヲ設置ス

産業組合監査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘ

シ

産業組合監査員ハ産業組合監査聯合會ニ屬スル産業組合

ノ事務所、倉庫、加工場其ノ他ノ場所ニ臨ミ金錢、物品、

帳簿其ノ他ノ物件ヲ調査シ當該産業組合ノ事業及財産ノ

狀況ヲ監査スルコトヲ得

産業組合監査員及其ノ行フ監査ニ關シ必要ナル事項ハ命

令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 行政官廳ハ産業組合監査聯合會又ハ産業組合監査

員ニ對シ産業組合ノ監査上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六條 産業組合監査聯合會ニハ所得稅ヲ課セス

産業組合監査聯合會カ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登

録稅ヲ課セス

第七條 本法ニ規定スルモノノ外産業組合監査聯合會ノ設

立、登記、管理、監督、解散、清算其ノ他産業組合監査

聯合會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 産業組合中央會及産業組合中央金庫ハ産業組合監

査聯合會ニ加入スルコトヲ得

第九條 産業組合ノ役員産業組合監査員ノ行フ監査ヲ拒ミ

タルトキハ三百圓以下ノ科料ニ處ス

産業組合監査員第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルト

キハ三百圓以下ノ科料ニ處ス

産業組合監査聯合會ノ役員本法又ハ本法ニ基キテ發スル

命令ニ違反シタルトキハ三百圓以下ノ科料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三

項ノ科料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十二年三月十五日印刷
昭和十二年三月十七日發行

定價金拾錢

郵稅不要

不	許
複	製

著者

千石興太郎

東京市麹町區有樂町一丁目九番地

印刷者

竹田佐藏

東京市神田區三崎町二ノ四

印刷所

一匡印刷所
東京市神田區三崎町二ノ四

發行所 產業組合中央會

東京市麹町區有樂町一丁目九番地
振替貯金口座東京四七二四





* 0 0 2 6 2 8 3 0 0 0 *

0026283-000

特 2 5 4 - 1 6

産業組合と自治監査

産業組合中央会

昭和 1 2

ADF